別添１

令和６年度　石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト実施要綱

１　目的

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能及び士気の向上をもって石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

２　実施時期

令和６年７月上旬から９月下旬の間に実施する。

３　実施場所

本コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所において実施する。

４　応募資格

⑴　大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）を保有する自衛防災組織及び共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）とし、管轄消防本部が推薦するものとする。

⑵　防災要員並びに使用する車両及び機械器具は当該組織に所属するものとする。

⑶　共同防災組織の保有する車両及び自衛防災組織の保有する車両による混合チームの参加も可能とする。

５　応募方法

⑴　自衛防災組織等を推薦する管轄消防本部（以下「推薦消防本部」という。）は、推薦する自衛防災組織等について、別記様式１から３までを入力し、所管する都道府県担当者へ提出すること。

⑵　自衛防災組織等の名称は、各種報道発表や、表彰状等に転載するので、略称等は使用せず、正式名称とすること。

⑶　参加する自衛防災組織等の所在地が複数の消防本部の管轄にまたがる場合は、調整のうえ、いずれか一つの消防本部が推薦すること。

６　競技

別に定める競技要領に基づき実施する。

７　審査

別に定める審査要領に基づき審査する。

８　表彰

審査・表彰委員会において、技能が優秀であると認められる自衛防災組織等を決定し、以下のとおり表彰する（予定）。

⑴　最優秀賞１組織、優秀賞４組織（総務大臣表彰）

⑵　奨励賞 10 組織、特別賞１組織（消防庁長官表彰）

特別賞については、今まで表彰履歴がなく、かつ技能が優秀であると認められる自衛防災組織等から選出する。

なお、最優秀賞１組織、優秀賞４組織及び奨励賞（代表）１組織に対しては、令和６年 12 月上旬に東京都内にて表彰式を実施する。

９　災害補償

本コンテストは、特定事業所が石油コンビナート等災害防止法第３条に規定する特定事業者の責務である業務上の訓練の一環として参加するものとし、防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

10　競技の延期

荒天等により競技が安全に実施できないと判断される場合においては、競技を予備日に延期できるものとする。

なお、予備日に実施できない場合においては、当該競技を中止とする。

11　審査評価資料

⑴　審査評価資料については、現地審査の競技内容を別に定める審査要領４に基づき撮影すること。

⑵　撮影した４カ所からの動画は、動画ファイル形式を「MP4」に変換して DVD-R に保存した後に、動画再生ソフト「Windows Media Player 12」等で再生可能なことを確認したうえで、消防庁特殊災害室に提出すること。

なお、４カ所からの動画ファイル名は、それぞれ「01_１カメラ（自衛防災組織等名）」、「02_２カメラ（自衛防災組織等名）」、「03_３カメラ（自衛防災組織等名）」及び「04_４カメラ（自衛防災組織等名）」とすること。また、DVD レーベル面には、事業所名、自衛防災組織等名及び推薦消防本部名を明記すること。

⑶　前⑵の提出方法に限らず、撮影した４カ所からの動画は、動画ファイル形式を「MP4」に変換した後に、動画再生ソフト「Windows Media Player 12」等で再生可能なことを確認したうえで、大容量ファイル転送システムを使用して消防庁特殊災害室に提出することも可能とする。

⑷　推薦消防本部から消防庁特殊災害室への審査評価資料の提出については、競技実施日より７日以内（土日祝日を含める）を厳守すること。

⑸　競技中の動画を編集したと認められるものは審査対象から除外する。

⑹　消防庁による審査結果の連絡があるまで、提出後も動画の元データは推薦消防本部で必ず保管しておくこと。

12　庶務

この要綱に関する事務は、消防庁特殊災害室において処理する。

13　その他

この要綱に定めるものの他、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。